

令和7年度 「皆さまから寄せられたお問い合わせ・ご相談、ご指摘などへの回答要旨」 3.保険・年金・税・証明

No.	件名・内容	回答
1	市県民税に関すること (内容) 市県民税に関する問い合わせについて	市県民税に関する概要、個別事案について回答しました。 (担当) 市民税課 (電話) 048-775-5130
2	軽自動車税に関すること (内容) 軽自動車税に関する問い合わせについて	軽自動車税に関する概要、個別事案について回答しました。 (担当) 市民税課 (電話) 048-775-5130
3	書類等の提出や請求について (内容) 名寄帳を郵送で請求したい。	必要書類や請求方法について案内しました。 (担当) 資産税課 (電話) 048-775-6649
4	家屋調査について (内容) 家屋調査の日程調整をしたい。	家屋所有者の都合に合わせて個別に対応しました。 (担当) 資産税課 (電話) 048-775-6649
5	納税相談 (内容) 納税相談について	※内容に応じて対応いたしましたので詳細は掲載しません。 (担当) 納税課 (電話) 048-775-5135
6	口座 (内容) 口座について	※内容に応じて対応いたしましたので詳細は掲載しません。 (担当) 納税課 (電話) 048-775-5135
7	還付・充当 (内容) 還付・充当について	※内容に応じて対応いたしましたので詳細は掲載しません。 (担当) 納税課 (電話) 048-775-5135
8	住民票の取得方法について (内容) 英語表記の住民票を取得することは可能ですか。	英語表記の住民票の発行は行っていません。 公証役場などが翻訳のサービスを行っておりますので、お問い合わせください。 (担当) 証明書発行センター (電話) 048-783-4940
9	戸籍の取得方法について (内容) 自分の戸籍謄本の取得方法について教えてください。	【1. 窓口申請の場合】 次の①～③を上尾市役所証明書発行センターもしくは各支所・出張所にご提出ください。 ① 本籍、筆頭者等の必要事項を記入した申請書 ② マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類 ③ ご本人以外が申請される場合は委任状 【2. コンビニエンスストアなどのキオスク端末で取得する場合】 マイナンバーカードで取得できます。 住民登録が上尾市外の場合は、最初に本籍地登録が必要です。 【3. 最寄りの市区町村の窓口（広域交付）で申請する場合】 マイナンバーカード、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちの場合に申請ができます。 詳細につきましては、申請先にお問い合わせください。 【4. 郵送申請の場合】 次の①～⑤を上尾市役所証明書発行センターにご郵送ください。 ① 本籍、筆頭者等の必要事項を記入した申請書 ② 定額小為替（ゆうちょ銀行または郵便局の窓口で購入。現在戸籍1通450円、除籍・原戸籍1通750円） ③ 住所、氏名などを記入し、切手を貼った返信封筒 ④ マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類の写し ⑤ ご本人以外が申請される場合は委任状 (担当) 証明書発行センター (電話) 048-783-4940
10	独身証明書の取得方法について (内容) 独身証明書の取得方法について。	独身証明書は、本籍地の市区町村へ申請いただく必要があります。 上尾市に本籍がある場合は、次の①～③を上尾市役所証明書発行センターもしくは各支所・出張所にご提出ください。 ①本籍、筆頭者等の必要事項を記入した申請書 ②マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類 ③ご本人以外が申請される場合は委任状（代理人は直系親族に限ります） (担当) 証明書発行センター (電話) 048-783-4940
11	特定健診について (内容) 特定健診は、通常健康診断とは内容は相違するのでしょうか？	ご質問の健康診断につきましては、実施主体（市町村・企業・学校など）や年齢等により目的が異なるため、検査内容が必ずしも同じではありません。 上尾市国民健康保険で実施している特定健診は、生活習慣病の要因であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目しており、40歳以上75歳未満の方を対象に身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、尿検査、心電図の検査を実施しています。 今年度実施中の特定健診の詳細については、上尾市ホームページに掲載しておりますので、下記リンクからご参照ください。 https://www.city.ageo.lg (担当) 保険年金課 (電話) 048-775-5136
12	人間ドックについて (内容) 上尾市内指定医療機関で人間ドックを受けました。受診票を提出しましたが、2万円程度請求されました。補助金はどのように請求するのでしょうか？	上尾市内指定医療機関における国民健康保険加入者の人間ドック検診料は、各医療機関によって異なりますが、おおむね4万円前後で実施され、会計時に2万円の補助金額を差し引いた後の金額をご本人様に請求する仕組みとなっております。お支払いいただきました金額の内訳につきましては、お手数でも医療機関へご確認くださいませよう願いたします。 (担当) 保険年金課 (電話) 048-775-5136
13	限度額適用認定証について (内容) 次年度の、限度額適用認定証の申請に必要な書類を教えてください。	7月以降に来庁者の本人確認書類を持参して、ご申請ください。 また、郵送での申請も可能です。 (担当) 保険年金課 (電話) 048-775-5136

14	<p>適正受診・適正服薬業務について</p> <p>(内容) 適正受診・適正服薬業務の通知が業者から届いたが、民間企業から通知が来ることで、個人情報が流れているのではないかと心配になります。</p>	<p>適正受診・適正服薬業務については、埼玉県で「埼玉県国民健康保険運営方針における医療費適正化の取り組みとして、重複・頻回受診、重複服薬について、適正受診や適正服薬を促すこと」とされたことにより、上尾市においても令和4年度より事業を開始しております。</p> <p>本事業に取り組むにあたり、全体を市職員だけで対応するとなると現実的に難しいため、一部業務は業者委託し医療費の適正化に努めております。</p> <p>なお、個人情報の管理は市と委託先とで交わす契約書に「個人情報取扱特記事項」を盛り込み、これに基づき、個人情報の管理は委託契約においても厳しい守秘義務が課されており、情報の管理には万全を期していますので、情報が委託業務以外の目的に使用されることはありません。</p> <p>(担当) 保険年金課 (電話) 048-775-5136</p>
15	<p>会社を退職したが、国民年金の手続きは必要か？</p> <p>(内容) 会社を退職したが、国民年金の手続きは必要か？</p>	<p>20歳以上60歳未満の厚生年金保険に加入している被保険者が適用事業所を退職し、しばらく次の会社に入らない場合や自営業者等になった場合には、その期間は国民年金第1号被保険者の手続きを行う必要があります。</p> <p>◆必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳または基礎年金番号通知書（基礎年金番号がわかるもの） ・マイナンバー(個人番号)が確認できる物(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなど) ・本人確認できる物※写真付きであれば1点、写真付きでない場合は2点（資格確認書+年金手帳または基礎年金番号通知書など） ・委任状（代理人の方が国民年金の手続きをする場合） ・会社から交付される厚生年金・健康保険資格喪失証明書（通知書） ・離職票等の写し（免除申請を希望される方） <p>◆手続きできるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険年金課（市役所1階13番窓口） ・支所・出張所 ・ねんきんネット（マイナポータルからねんきんネットに連携していただくことでオンラインにて手続きが可能です。） <p>ご参照ください・・・</p> <p>『こんなときは届出を（国民年金）ねんきんネット』 → https://www.city.ageo.lg.jp/page/035115121601.html</p> <p>『免除・納付猶予・学生納付特例・産前産後期間の免除制度について』 → https://www.city.ageo.lg.jp/page/35-nenkin-menjo.html</p> <p>(担当) 保険年金課 (電話) 048-775-5137</p>
16	<p>国民年金保険料の納付後に全額免除承認通知が届きました。この場合どうなるのでしょうか？</p> <p>(内容) 国民年金保険料の納付後に全額免除承認通知が届きました。この場合どうなるのでしょうか？</p>	<p>ご自身の国民年金保険料の賦課徴収や免除申請の状況は年金機構（大宮年金事務所048-652-3399）やねんきんネットにて確認できるほか、保険年金課（市役所1階13番窓口）へ下記のものをお持ちいただけますと、年金機構へ問い合わせのうえ、ご回答することができます。</p> <p>◆必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳または基礎年金番号通知書（基礎年金番号がわかるもの） ・マイナンバー(個人番号)が確認できる物(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなど) ・本人確認できる物※写真付きであれば1点、写真付きでない場合は2点（資格確認書+年金手帳または基礎年金番号通知書など） ・委任状（代理人の方が国民年金の手続きをする場合） <p>ご参照ください・・・</p> <p>『「ねんきんネット」によるご自身の年金記録の確認』 → https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/n_net/introduction/confirmation.html</p> <p>(担当) 保険年金課 (電話) 048-775-5137</p>
17	<p>彼はとても親切で誠実でフレンドリーで高齢者を助けてくれます。（市政へのはがき）</p> <p>(内容) 彼はとても親切で誠実でフレンドリーで高齢者を助けてくれます。（市政へのはがき）</p>	<p>市政へのお問い合わせハガキにて窓口対応のお礼をいただきました。</p> <p>(担当) 保険年金課 (電話) 048-775-5137</p>